

令和3年度第4回千葉市文化芸術振興会議議事録

市民局生活文化スポーツ部文化振興課

- 1 日 時
令和4年2月15日（火） 14時00分～
- 2 開催場所
千葉市中央コミュニティセンター 8階 83・84会議室
- 3 出席者
（委員）神野委員長、椎原委員、関委員、藤田委員、桜井委員、谷委員
（事務局）神田生活文化スポーツ部長、小名木文化振興課長、安藤主任主事
- 4 議 題
 - （1）（仮称）新千葉市文化芸術振興計画の策定について
 - （2）現計画である第2次千葉市文化芸術振興計画について
 - （3）（仮称）新千葉市文化芸術振興計画の策定スケジュールについて
 - （4）第2次千葉市文化芸術振興計画の評価・総括について
- 5 議事の概要
 - （1）（仮称）新千葉市文化芸術振興計画の策定について
（仮称）新千葉市文化芸術振興計画の策定について説明、意見交換を行った。
 - （2） 現計画である第2次千葉市文化芸術振興計画について
現計画である第2次千葉市文化芸術振興計画について説明、意見交換を行った。
 - （3）（仮称）新千葉市文化芸術振興計画の策定スケジュールについて
（仮称）新千葉市文化芸術振興計画の策定スケジュールについて説明、意見交換を行った。
 - （4）第2次千葉市文化芸術振興計画の評価・総括について
第2次千葉市文化芸術振興計画の評価・総括について説明、意見交換を行った。

<配布資料確認・事務局挨拶等>

【神野委員長】

今日議論をしていただくのは千葉市の文化芸術振興計画の現行と、そしてこの先新しく決めていく計画についてですが、千葉市が文化芸術についてどのような取り組みをしていくかということについて、枠組みを決めて、そしてそれを遂行していくということで始まっており、この振興会議もその中に位置付けられているものです。

最初にたてられた大きな柱というものと、今の時代の文化芸術の位置付けというものは、かなり大きく変わってきたと思います。その中で、期待も大きいけれども、東京オリンピックも終わって、ちょうど千葉市も次の計画を考える時期になってきたということで、非常に重い責任もあると同時に、充実したものにして、千葉市の文化芸術を一層発展させたいという思いを強く感じております。

ということでありますので、皆さんには、振興会議を通じて、そのテーマについて多大なご意見をお願いしたいと思います。

それでは議題の方に入りたいと思います。まず議題1の（仮称）新千葉市文化芸術振興計画の策定についてになります。こちらについて事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

<事務局説明>

（仮称）新千葉市文化芸術振興計画の策定についてご説明いたします。

最初に、現計画である第2次千葉市文化芸術振興計画までの策定経緯等をご説明させていただき、続いて、本市の状況や国の状況、それを踏まえての（仮称）新千葉市文化芸術振興計画の体系のご説明を、さらに、現計画である第2次千葉市文化芸術振興計画の計画期間の延長についてご説明を、最後に策定スケジュール案についてご説明させていただきたいと存じます。

はじめに、資料1をご覧ください。資料の左端の「千葉市文化振興マスタープラン」の部分でございます。

本市は、平成11年3月に、本市の文化行政の基本的な考え方や今後の方向性を示す指針を明らかにするため、「個性豊かな新しい千葉文化の創造」を基本理念とし、「個性」「世界性」「市民主体」の3つの基本目標と文化施策の「5つの柱」を定め、千葉市文化振興マスタープランを策定いたしました。

続きまして、資料の中ほどの「千葉市文化芸術振興計画」の部分でございます。

「千葉市文化振興マスタープラン」の策定後、平成20年3月に、「千葉市文化振興マスタープラン」の理念と基本目標を継承し、文化芸術振興施策を総合的・計画的に推進することで理念と基本目標の達成を目指すべく、マスタープランの「5つの柱」をさらに具体化・体系化した「5つの基本施策」を定めた「千葉市文化芸術振興計画」を策定し、その計画期間を平成20年度から平成27年度といたしました。

続きまして、資料右端の「第2次千葉市文化芸術振興計画」の部分でございます。

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」や「文化芸術振興基本法」に基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」の制定、東京オリンピックパラリンピックの開催、少子高齢化、SNS等の急速な発展など、国の動向や文化芸術を取り巻く情勢の変化に的確に対応していくため、千葉市文化芸術振興計画の進捗状況や総合評価等の結果も踏まえ、平成28年3月に第2次千葉市文化芸術振興計画を策定いたしました。

現計画である第2次千葉市文化芸術振興計画もマスタープランの理念・基本目標を継承しており、その実現に向けて、社会状況等の変化に合わせてより具体的に取り組みができるよう「戦略的視点」「基本姿勢」「目指すべき姿」などを定め、計画期間を平成28年度から令和4年

度といたしました。

なお、資料の下欄に記載いたしましたとおり、千葉市文化芸術振興計画の計画期間は、本市の市政運営の指針である「新総合ビジョン」に基づき策定された、中長期的な都市づくりの基本的方向性を示す「ちば・ビジョン 21」の計画期間に合わせ、平成20年度から「ちばビジョン 21」の終了年度である平成27年度までの8年間としておりました。

また、第2次千葉市文化芸術振興計画の計画期間は、国の「文化芸術振興基本法」に基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の「第6次基本方針」が、令和4年に公表されると想定し、また、望ましい都市の姿を示している「千葉市基本構想」に定める基本目標等を実現するために、基本方針や今後の施策展開の方向性などを示した「千葉市新基本計画（平成24年度～33年度）」の次期計画が策定される、令和4年度までの7年間としておりました。

続きまして、（仮称）新千葉市文化芸術振興計画の策定背景となる、本市の状況と国等の状況をご説明いたします。

資料2をご覧ください。

資料の右側米印の参考の部分でございます。

最初に、本市の状況としましては、高齢者人口の増加、総人口の減少と生産年齢人口の減少、地球温暖化による影響、感染症拡大リスク、テクノロジーの発展、持続可能な開発目標の達成を目指すなど、社会状況の変化を踏まえた令和5年度を施行予定とする新たな基本計画の策定を進めており、計画の原案には、文化芸術の分野に、政策や施策、主な取組みが記載されております。

まず、新たな基本計画の分野別計画の文化スポーツ分野に記載されている内容をご説明させていただきます。

資料の左側、「新たな基本計画」以下の部分でございます。

「政策1 文化・芸術が生まれ、広がる環境を創る」の概要としましては、市民が文化・芸術にふれあい、活動する環境を整えるとともに、多様な主体の活動を支援するほか、まちづくりとの連携を図ることなどにより、文化・芸術が創造され、活発に展開される環境づくりを推進するとなっております。

次に、「施策1 文化・芸術活動の創出と支援」の概要としましては、芸術祭や、民間主催のイベントとの連携・支援などを通じ、子どもから大人まで、文化・芸術活動にふれあい、参画できる機会を創出するとともに、サブカルチャーや新たな文化・芸術の振興、次世代を担うアーティストの支援、まちづくりや周辺エリアとの連携などにより、文化・芸術活動を軸とした多様な価値の創造を促進するとなっております、その「主な取組み」としましては、芸術祭の定期開催化、次世代を担うアーティストの育成・支援、市民会館の再整備などを列記しております。

次に、「施策2 文化財の保全・活用」の概要としましては、加曽利貝塚をはじめ市内に数多く残る貝塚の価値と魅力を高め、未来へつないでいくとともに、テクノロジーも活用しながら文化財の保護・活用を進め、市内外の人々が文化財に親しみ、学べる環境づくりを進めるとなっております、その「主な取組み」としましては、デジタルミュージアムの構築・推進などを列記しております。

この新たな基本計画は個別計画である（仮称）新千葉市文化芸術計画振興の上位に位置する計画であり、（仮称）新千葉市文化芸術振興計画は新たな基本計画に即し、実施計画と連携を図ることとなります。

続きまして、国の状況をご説明いたします。同じく資料2の下の欄「国の状況」をご覧ください。

まず、平成29年6月に文化芸術振興基本法が改正されました。それまで、政府は平成13年に成

立した「文化芸術振興基本法」に基づき、4次にわたって「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を策定し、文化芸術立国の実現に向けた文化芸術の振興に関する取組を進めて参りました。

一方でこの間、少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が、より一層求められるようになってきたことなどを理由に、「文化芸術振興基本法」の改正が行われ、名称が「文化芸術基本法」となったところでございます。

文化芸術振興基本法の改正の主なポイントとしましては、資料では①の部分でございますが、まず、一つ目としまして「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備すること、我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成すること、文化芸術そのものの振興にとどまらず、「観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野」における施策を本法の範囲とすることでございます。

次に、二つ目としまして、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「文化芸術基本法」に基づき、政府はこれまでの「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に代わり新たに「文化芸術推進基本計画」を策定することとされ、都道府県及び市町村は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する「地方文化芸術推進基本計画」を定めるよう努めるものとするところでございます。

次に、②の部分としまして、平成30年3月に、文化芸術基本法に基づき、「文化芸術推進基本計画」が策定されました。

これは国が、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画を初めて策定したものです。

この計画では、文化芸術の本質的価値(※1)及び社会的・経済的価値(※2)を明確化し、文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術の継承、発展及び創造に活用・好循環させ、文化芸術立国を目指すものとされ、文化芸術の社会包摂の機能(※3)を生かした「心豊かで多様性のある社会」など今後の目指すべき姿を定めております。

続きまして、③の部分としまして、平成29年12月に文化経済戦略の策定がされました。文化芸術基本法の成立を踏まえ、文化芸術と他分野が一体となって新たな価値を創出し、自立的・持続的に発展していくことを目的とした国家戦略である文化経済戦略が策定され、文化芸術産業の経済規模の拡大に向けた取組を推進することとされました。

この戦略では、魅力あふれる地域づくりの礎である文化財を確実に継承し、公開・活用を通じて鑑賞機会を増やすことで、保存に対する認識が高まるといった好循環を生み出す「文化財の着実な承継とさらなる発展」など重視すべき観点を定めております。

続きまして、④の部分としまして、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定及び「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の策定でございます。

平成30年6月に、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進することを目的に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。

同法では、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画の策定が国に義務付けられました。

これを受け、平成31年3月に、障害者による文化芸術活動の幅広い促進、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化や、地域における障害者の作品等の発表等を基本的な方針とし、国が総合的かつ計画的に実施すべき施策等に関する計画が策定されました。

続きまして、⑤の部分としまして、「文化財保護法」の改正等でございます。

平成30年6月に、「文化財保護法」が改正され、過疎化、少子高齢化等に起因する文化財の滅失や散逸等の防止や、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進を図ることを目的としています。

さらに、令和3年4月にも同法の改正が行われ、社会の変化に対応し、文化財の幅広い保存・活用を図るため、国の文化財登録制度の拡充及び地方公共団体による登録制度が法制化されました。

主に、今ご説明したような法律の改正等がございましたが、（仮称）新千葉市文化芸術振興計画は、文化芸術基本法に基づき国が定めた「文化芸術推進基本計画」を参酌することとなります。

ただし、他の法律や戦略等も同様に、いずれも、どこまで参酌して（仮称）新千葉市文化芸術振興計画に反映するのかは、千葉市文化芸術振興会議にて検討を重ねていく必要があるものと考えております。

以上が国の状況の説明でございます。

続きまして、（仮称）新千葉市文化芸術振興計画の体系をご説明させていただきます。同じく資料2の中ほどをご覧ください。

（仮称）新千葉市文化芸術振興計画の主な構造は、千葉市文化芸術マスタープランを包括した上で、基本理念、基本目標、基本施策、具体的な事業の4枠といたします。

なお、これまで千葉市文化振興マスタープランの理念と基本目標が各計画に継承されてきておりますが、マスタープランは策定してから20年以上が経過しており、本資料に記載のとおり、本市やそれを取り巻く社会状況は大きく変化しています。

これらのことから、理念・基本目標は、現状及び将来に向け、刷新の検討が必要と考えられます。

一方で、現在の千葉市文化振興マスタープランの理念や基本目標は、文化芸術の推進という観点からすると普遍的な要素もあり、国の文化芸術基本法にも共通する部分を多く持っているものと考えます。

上記を踏まえまして、国の文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画として位置づける（仮称）新千葉市文化芸術振興計画を策定し、その中にマスタープランの理念や基本目標を包括した上で、理念や基本目標を、現状や未来を見据えて、検討を重ねて、刷新し、継承していくものといたします。

（仮称）新千葉市文化芸術振興計画の位置づけでございますが、新たな基本計画に対する個別部門計画、文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画に位置付けられます。

計画期間についてですが、国の「第1期文化芸術推進基本計画」は計画期間が平成30年度から令和4年度までとなっており、第2期の計画期間は令和5年度以降になるものと考えられます。

また、本市の新たな基本計画は令和5年度から10年間の計画期間が始まります。

よって、（仮称）新千葉市文化芸術振興計画はいずれの計画も参酌する必要があることから、国の第2期文化芸術推進基本計画と新たな基本計画の施行後である、令和6年度から計画期間を開始し、千葉市基本計画の計画期間と同じく10年間とすることを考えておりますが、5年ごとなど、一定の期間で見直しについての検討を行う予定でございます。

長くて申し訳ありませんでしたが議題1についての説明は以上でございます。

【神野委員長】

ありがとうございました。ご説明のとおり、大きな柱があって、それをもとにこういう計画が立てられて、さらにその下では実務のレベルに近いところで計画が立てられて、それをもとに色々な事業が展開されたり、評価されていくという構造になっているわけですね。

今ご説明いただいたように国の方でも大きな変化があり、マスタープランというのはもう20年前、私が千葉市の文化芸術に関わる数年前からですね。その辺りもどう見直すのかってことは課題ではあると思いますが、その内容自体には普遍的な内容も含まれているので、それをベースにしながら、次の計画を国の中での大きな変化を意識しながら、計画を策定していくということになろうかと思います。

そして今の、現状と先の構造について、詳細を初めて知ったという方もいらっしゃるかもしれませんが、知ってはいたけれども、まだよくわからないというところもあろうかと思います。今の説明のところで、質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

【椎原委員】

まず、計画策定の件は、全国の自治体で同じようなことを実施していると思いますが、この第2次千葉市文化振興計画の遂行状況や、達成度などの確認作業によって、どの部分がうまくいってないのか？とか、その内容を次の計画に盛り込み、重点的に実施してすべきではないかと思います。またそこで、それがなぜできなかったかというようなことも、千葉市独特の問題かもしれないので、それを確認することは大事なのではないかと思います。

また、新しい計画に関しては、マスタープランは20年前のものではありますが、新しい理念を作るということは、よほどの事がないとなかなか難しいなと思いますが、そこで国の方針と合致するような文言を付与していき、千葉市の特性に合ったようなものを書き込んでいけば良いと思います。

【神野委員長】

新しい計画を立てるにあたっては、これまでの振り返りということが、非常に重要になるということで、これは議題の2と4で、議論するというところになろうかと思います。

マスタープランに関しては、時代にそぐわない、あるいは足りないということに関して、付加的に文言を出していくようなことが、課題として考えられるので、その辺も意識するべきというご意見だと思います。事務局の方から何かありますでしょうか。

【事務局】

現計画の反省につきましては、次年度に委員の皆様にご諮らさせていただき、反省内容を次の計画に生かせるように、いただいたご意見をまた踏まえながら、計画案を作っていくと考えております。

マスタープランの理念につきましては、全く改めてという形ではなく、次の計画の中に理念を継承していきたいと思っております。

【谷委員】

千葉市の大元の計画となる新たな基本計画は、これから策定されて明らかになっていくと思います。新たな基本計画は千葉市全体のランドデザインや、政策の大きなマスタープランであろうと推察しています。そのうちの一部を、文化芸術振興計画が担うと理解しているのですが、大きなランドデザインのタイムスケジュールはどのようなタイミングで作られて、部分採択される文化芸術振興計画については、個別の議論は行わなければなりません、計画全体で、最後はどこにゴール地点を持っていくのか、大元の計画の日程が公開されているのであれば、教えていただきたいと思っております。

また、資料2の右上に書かれているものですが、このピラミッドの基本的な構想計画というのは文化芸術振興計画の基本構想ではなく、市全体の基本構想という理解でよろしいでしょう

か。

【事務局】

おっしゃる通りです。

1点目の、新たな基本計画につきましては原案を公表させていただいておりました、その上で、審議会の中で検討しております。それが固まってまいりますと、パブリックコメントの手続を実施いたしまして、議会の承認を経て固まるという形です。

施行が令和5年度を見込んでおります。

私どもは部門計画でありますので、基本計画にも当然関わってまいります。

少しお話させていただきましたが、文化振興計画は6年度、市の上位計画は5年度施行のため、1年遅れていることについてどう連携するかということですが、来年度の4年度中に項目等を固めてまいりますので、私どもとしても基本計画の項目に沿って、部門計画も、言葉が悪いです、引きずられて、合わせた形で行っていきます。

ですので、事前に私どもの方で何かしら意見を出しておけば基本計画にも反映されるものと理解しております。

2点目の、資料2のピラミッドですが、基本構想、基本計画、基本目標に位置づいた個別の実施計画という事になっております。

【神野委員長】

今、示されている基本構想の基本理念、基本目標はここに書かれている通りという事ですね。

【谷委員】

資料2、国の状況について、文化芸術振興基本法から文化芸術基本法に改正された際に、振興という言葉が取れた理由はあるのでしょうか。

【椎原委員】

こちらは私の方から、まず文化振興という言葉をつける、つけないが、最初に問題になりました。公明党が主導して議員立法で立ち上げたものが、最初芸術文化基本法で出したところを、自民党が加わる際に、何か政治的な思惑があって、文化芸術になりました。

文化芸術となると、多様な芸術中心ではなくなるなど、色々思惑があったと推察されます。文化芸術という言葉が、平成13年に初めて生まれて、同時に振興という言葉もつきました。

それが文化芸術基本法で、食文化や、観光等を取り込んでくるときに、振興が削除された経緯はよくわかりませんが、そんなに問題にすることはないと思います。本来的に言うと、振興法というものがあって、法体系的に言うと、農業振興法など他の振興法のような緻密な法整備ではなく、政治的な議員立法でできたと私は解釈しています。

【神野委員長】

言葉の解釈としては、振興するというのは計画の中で振興し、基本法というのはもう国として当然のことという整理だと思います。だから振興という言葉は、振興基本計画を各自治体でまとめたさいという形になっているということでもあると思います。

椎原委員がおっしゃったように、オリパラやクールジャパン戦略も含めて、その中で様々な文化、アート、芸術に関わるものが、経済など他の分野に生かされていくというところが多く取り込まれて、現行の法が固まったということです。中身がかなり変わりました。

【藤田委員】

基本計画の策定が進んでいる中で、文化芸術もそうですが、細かい施策が各分野にあり、今回いただいた資料でも、施策1の主な取り組みにおいてかなり具体的なものがあるが、さらに実施計画があって、次期振興計画で具体的な事業という柱が出てくると思うのですが、イメージとしては、基本計画をもう少し、深掘りしていく形なのか、それともこれを横に広げていく形なのか、事業の位置付けというか、基本計画に拘束されるのか。基本計画とどのような関係にあるのかというところが知りたいです。

【事務局】

今、考えておりますのは、基本計画が上位計画になっておりますので、そちらの項目に基づいて計画の部分を立てていきたいと思いますが、厳密に上位計画にばかり縛られるものではないと考えております。

ただ、主な取り組みの中で、個別のものが出てきておりますので、そこは実施計画も当然ありますし、私どもの計画の中で、どう事業を実施していくかというところで、詳細を詰めていくという形になっております。

【藤田委員】

先に基本計画が決まって、実施計画が決まっていない状況で、相互の整合性はどうすり合わせていくのでしょうか。

【事務局】

基本計画は庁内の別部署になりますので、意見交換しながら、すり合わせを行います。

私どもの会議は来年度何回か開催させていただきますので、その中で基本計画を担当している部署と調整しながらどう進めていくかは検討していきたいと思っております。

【神野委員長】

私は基本構想には関わっていないので想像するしかないですけれども、基本的には実際にやっているものを見つつ、理念を明確にしたり広げたりという作業と、もう一つはこういう理念はあるが実施されていない事をどう事業化するかという話は、先の話としてこちらに多分投げられてくる。あるいは既に実施している事業に関しては、どう含ませられるのか、変えられるのかということはこの会議の中で検討したりすることになると思っておりますね。

そのときに、国が示していることというのは、補助金との関係もおそらくあるので、これはやるべきではないかということが項目に入ってくるという作業をしていると想像します。

実際その作業の中ですり合わせが結果的に行われていくということなのですが、おそらくご心配いただいているところは、要は理念と実際の最後の事業化されていくことが、どこまでちゃんとしたものになっていくのかという、プロセスとして成立するのかなということが一番気になるのではないかという気がします。

それは振興課長の方からは、庁内でのすり合わせでその意見交換というのはされているのでということと、あと我々のところに検討が期待される時に、意見を言うことで、それが吸い上げられて、形で具体化されていくときに、影響を与えうるかご説明がありました。

【椎原委員】

確かに政策の下の施策のところ、かなり具体的に書かれていますが、ここにサブカルチャーを置く意味というのは、ある種、千葉市の戦略というか、今までハイアートを東京中心にやっていて、そこでなかなか千葉でハイアートのものが育ちづらいということから、サブカルチャーとか、前の市長だとメディアアートに特化するとか、そういうような形で、いろいろとやってきたと思います。それで、サブカルチャーという言葉を使っているのだらうと思います。

千葉市が、初音ミクのコラボレーションをしていることのアピールは、千葉市が幕張メッセという場所を持っているというのを全面的に押し出すということですが、これは one of them であって、もしそのサブカルチャーということとを前面に押し出すのであれば、思い切って、施策の中でサブカルチャーを前面に出してもいいと思います。

実際に行われているということとを前提にして書かれているにすぎず、例えば、芸術祭と言ったときに、千の葉ですかとか、去年のやつですかとか、オリパラでやったやつですかとか、やはり、あまりイメージがないですね。

だから、例えば市の劇場とか、県の劇場とかを持っているところは長く実施しているから、そのイメージもつきませんが、千葉市では、今までやってきた蓄積のもとで出てくるものが少なすぎるから、こういう施策ということになるのかもしれないし、芸術祭という新たなものを押し出すのであれば、よほどの覚悟を持って遂行していくとか、そういうことが必要になってくるのではないかなと思います。

【谷委員】

振興という言葉ですが、産業振興のように経済活動が盛んになればいいという意味と少し異なった意味で言うと、振興の手助けをしないと不自由がある、あるいは十分な活動ができないなど、そういう所に刺激を与えるという意味があると思いました。

椎原委員がおっしゃったような、サブカルチャーなどをあえて前のめりに応援する。最近のスポーツで言えば、スケボーや、スポーツクライミングなどは、何年か前は完全にサブカルチャーで誰も知らない話でした。そこに先駆けて後押しをしていくことを謳っている計画が、例えば千葉市でしたとなれば、今を先駆けるまちとして有名になるかもしれないです。

振興という言葉自体は、悪いとは全然思っていないですが。満遍なくではなく、千葉市らしいジャンルに集中されていくといいと思います。

【神野委員長】

項目として検討されているものを振興していくことによって、わかりやすいのが経済活性化の話ですが、そのような単純な話だけでないので、やはり何が自治体として実現されることを期待するのかとセットでないと、マスタープランとの関係で、本当の意味での整合性が取れなくなっていくと思います。

例えば、我々の領域ではないと思いますが、スケートボードの話を文化として考えたときに、幕張で三井がタワーマンションを6棟ぐらい建てていますよね。あのときに、新しい街を作ることについて意見を聞きたいということで行ったのですが、彼らのプレゼン聞いた後、真ん中に公園があって、スケートボードパークを作って、参加できる街ということとを謳っていましたが、そもそもここにスケートボードを置くと、住民の中には腰パンの若者をあんな外見はどうだとか、あんな格好して滑っているのはおかしいとか、騒音のことが絶対言われるようになる、つまり、音や、多様な人が色々な格好をしているけれども、でもこういう人たちがいても楽しいよねとか、いてもいいよねと思える街を作る覚悟がなかったら、これは単なるイメージでし

かないのですかということを行ったことがあります。

つまり、様々な多様性ということも国の計画の中に入っていますけれども、それを千葉市がどのような形のイメージを持って、その中で文化芸術がどのような役割を果たすのかということ。その中で、サブカルなどが位置付けられているというような全体の有機的な繋がりというものが見えるような計画になると、何か項目を総花的に上げているという受け取られ方はしないかもしれないし、力の入れ方というものが、千葉市の固有の個性とか文化になっていくのではないかと、お話を聞いて私なりに解釈しました。

【谷委員】

三井さんのマンションは、パーク〇〇というネーミングにしているので、そういう街作りはありだと思います。

【神野委員長】

ただ、売るときには、あなたはそういう価値観を持っていないので売れませんとはできないので、結局難しいということです。

それにベイタウンもそうじゃないですか。料理店は匂いがするから1階にはほとんど料理店はないですね。コンビニと病院と、塾しか1階に入ってないですね。

まちが生まれてく中で、何を許容していくか検討していくことが必要だと思います。多分私たちの、社会全体が同じような課題を抱えている中で文化芸術への期待っていうのが包摂とか多様性とかっていう言葉で説明されていると思うので、そのあたり、もっと意味があるものができる可能性があるなという気がします。

【桜井委員】

資料中の、障害者による文化芸術活動推進に関する法律、基本的な計画、その後の3つ目で、推進に関する基本的な部分があって、ここの表現が法律そのものを抜粋されているのだと思いますが、現状はこの表記ではなく、害はひらがなであるべきという通年的な理解であります。

芸術文化、人材育成、教育も含めての、お考えと思うので、もし変更できるのであれば、障害者の害をひらがなで、いち早くここで訂正していただける方が千葉市としての姿勢が、よりフェアという印象を与えられるのでよろしいかと思います。

【神野委員長】

現行、国はまだ障害者による文化芸術活動推進に関する法律の場合は、漢字ですか。

【桜井委員】

令和4年でもそうですか。

【事務局】

変わったとは聞いておりません。確認します。

【桜井委員】

流れとしては、ひらがななので、もし変えられるようであれば、変えられたらと思います。

【神野委員長】

そうですね。千葉市の計画の中では、あえてということの意味っていうのを、振興会議の中

ではそういう意見があったことを伝えてもいいのではないかという気がしますね。

【事務局】

国の名称では漢字の害のままになっております。

【桜井委員】

一部法律に基づいての表記かと思ひまして質問させていただきました。

【神野委員長】

市民に近い所で届く言葉はより敏感でありたいということかなと思います。

【関委員】

資料2の施策が書いてある米印の所、新たな基本計画、分野別計画、6文化スポーツよりとありますが、これは何でしょうか。

【事務局】

公表されている基本計画全体の中で、分野が項目で分かれているものになります。

【関委員】

新たな基本計画という大きなものがあり、その中で分野があるということですか。

【事務局】

スペースが足りなくて申し訳ないですが、文化スポーツが6分野目ということですよ。

【関委員】

分野6として文化スポーツがあると思いますが、スポーツは含まれていないのでしょうか。

【事務局】

今回は文化芸術振興会議ということで、抜粋しておりまして、スポーツは別にあります。

【関委員】

文化とスポーツがある程度並べられてく中で、お互いをより良くしていくということがあるということですね。

【事務局】

言葉的に、アーティストと、アスリートが一緒になってしまっている部分がありますが、リンクできるか、どうやっていくかという問題はあります。

文化スポーツとして一括りにされているのが現状です。今、関委員がおっしゃったとおり、文化とスポーツの融合等、項目があれば入ってくると思います。

【神野委員長】

便宜的にただ一緒にされているのかもしれませんが、そこに並列されていることに、意味があるのだとしたら、その辺の交流や連携も実は重要なのではないかと思います。

【事務局】

これが適正な形かどうか分かりませんが、例えばスポーツイベントに何か文化的な要素を加えるなどであれば、文化とスポーツは、お互いに相乗効果といいますか、そういうものは発揮できるかなと思います。

【藤田委員】

千葉市も今回Xゲームズ等あるようですが、ほとんどもうファッション、文化とスポーツってサブカルチャーとしてほぼ一体で、先ほどスケボーの話もありましたけど、できれば、少しでもスポーツ的な要素も入れたほうが良いと思います。

今ほとんど、アートも含めて、芸術とスポーツの境目がなくなっている時代なので、もう少しスポーツのシステムを入れてもいいのではないかと思います。

【事務局】

余談にはなりますが、ストリートカルチャーは、スケボー等から発祥しまして、今ファッションからそれこそ芸術まで境目がなくなってきているのかもしれないと思います。

【神野委員長】

ご意見としては、スポーツと芸術というものを固定した別の領域としてではなく、今の時代にふさわしい、まさに国の基本法を参照しながら、我々も、ある種新しい領域を目指しながら考えて欲しいという事ですかね。

【椎原委員】

法律をまとめ直して、基本的に細かく文化芸術基本法の中に書かれていて、そこに食文化などが追加されましたけど、そこの中にスポーツそのものは書かれてないわけですよ。

生活文化なのか、娯楽なのかとか色々あって、またスポーツはスポーツ基本法があって、振興の法律があつていうところなのだろうと思います。

そうすると、基本法や基本施策を作ったときには、上位概念として文化芸術基本法の元にその指示の中で、国地方自治体はこういうものをして振興しないといけないと書かれているので、文化芸術基本法の中にある項目は基本であるということになります。

ただ、市としては、それだけでは不足する状況があるので、文化芸術基本法とは別だけれども、関連するものとして、スポーツやファッション等、そのような文言を入れていき、対応すればいいのではないかと思います。

最初は振興が付くか付かないかとなった時に、助成金が付くか付かないかという話もありましたし、例えば流鏝馬が文化に入るのか、スポーツかどうかという話もあったりして、どうしても助成金を出さないとというような話とリンクしてしまうところがあります。

だから、市として広い視点で、文化系として捉えている旨を明記する。例えばスポーツとの連携を謳うとかですね。そのようにすればいいと思います。

【神野委員長】

あくまでも法を元にするので、ベースになるものは基本法の項目になると思いますが、市として何かを打ち出すというところでは、領域を横断していくことは必要なのかと思います。

もう随分前ですが、レッドブルエアレースがまだ千葉で行われていた時に、空を競技に生かす、使うことは、昔の運輸行政からしたら絶対に認めないものでした。それが変わっていくと

いうのは、たまたま会場が千葉市であったのですが、結果的に私は何かそうやって新しい可能性を開いていく状況を利用していくことは、その中で文化芸術って結構圏域的な役割でいいのではないですかと言った記憶があります。そのあとエアレースがなくなってしまったので、宙に浮いてしまいました。

Xゲームズが始まったときに、新しく人間の可能性を示し、そしてそこにアミューズメントもあり、興奮もあり。そこは一つの文化を生み出しているのです、新しい何か利益を作り出していくことを千葉で、積極的にやっていきますよという中に、文化芸術、スポーツに限らず、他の分野に入っていくことは、市の戦略としてはあるような気がします。

続けて私の方から、資料2の施策2、文化財の保全活用というのがあって、加曽利貝塚デジタルミュージアムなどがありますけれども、基本的にデジタルミュージアムは文化振興課が関わっていた気がしますが、加曽利貝塚は教育委員会マターですよ。

そうすると我々からすると、話題は出てくるけど何を実施しているのかよくわからないというところがあります。それでいいのかというのは実はずっと疑問がありました。

教育委員会が所管しているところだと例えば芸術祭のときも、施設の利用に関して融通がきかないなど、課題もあったかと思いますが、やはり一つの計画の中で推進するときに、教育委員会と文化振興課だと目的と狙いが全く一緒なわけではありませんが、市の計画という枠組みでは同じことなので、そのような垣根を次の計画を推進する中で乗り越えられるかどうかは気になります。

【事務局】

市の全体の基本計画の中では当然同じ市の事なので、計画の本題であれば入れられると思いますが、部門計画になると、今の感覚ではちょっと厳しいというところがございますが、その中であえて、ここにはデジタルミュージアムが入っていますので、教育委員会との話になると思いますが、どこまで踏み込めるのかというのは、今申し上げるのは難しいです。

【神野委員長】

これは担当課だと対等な立場でなかなか難しいと思いますので、上の幹部の問題意識として、持っていて欲しいなとは思いますが。

【椎原委員】

加曽利貝塚って、誰が運営しているのですか。市直営ですか。

【事務局】

今は直営です

【椎原委員】

直営ですか。指定管理にはならないですか。

【事務局】

今、新しい建物を建てる構想がありまして、その先の話は全く聞いておりません。

【椎原委員】

指定管理者が博物館も美術館もすべて包括してくるような運営できたらと思います。でも指定管理は競争的なものなので、そうはいかないですかね。

【神野委員長】

千葉市美術館の場合、競争はしていなくて。内容の提案をさせることでチェックをするということが指定管理の目的として、今一番大きいですかね。

【椎原委員】

文化芸術基本法は文化行政と教育行政が、融合したというように言われている法律ではありません。今までは別々で、博物館法は教育基本法の体系化であったりするので、そのあたりで、縄張り意識が出てしまうのだと思います。

【神野委員長】

法の理念からすると、文化財の保存というのはもう当たり前の話です。けれども、社会の持続性を考えたときに、それを有効に生かすということも課題として大きいということが法によって明記されました。これは、文化振興課がいくら頑張っても、いやそれは文化財なのでと言われてストップしてしまうと、法の理念というものを追求できないということになってしまうので、やはり教育委員会の方に何らかの変化は求めないといけない気がいたします。

【椎原委員】

社会教育機関としての博物館というのが頑としてあるので、社会教育法の下で運営されていくとなると、この文化芸術基本法がどういうふうリンクして、手を取り合うのかっていうのが、千葉だけではなく色々なところで行っていると思うので、そこを上手く運営でやるしかないかなと思います。この法体系はもう崩しようがないと思います。

【神野委員長】

そこでどう工夫できるかが、個性になるということだと思って。

【椎原委員】

今まで社会教育機関であったということを謳っていて、例えば東京都現代美術館とかが、指定管理に変わるというようなところで、いろいろと問題がありました。学芸員を継続したいのであれば、一度退職しないといけないなど色々問題がありましたので、せめぎ合いみたいなことがいくらかあるのではないかと思います。

【神野委員長】

では、今説明していただいた項目、議題の2、3、4にも繋がるような内容もあったかと思いますが、策定についての説明というのは以上で。次の議題の方に入りたいと思います。

議題2の現計画である第2次千葉市文化芸術振興計画について事務局の方からご説明をお願いします。

<事務局説明>

現計画である第2次千葉市文化芸術振興計画の計画期間の延長についてご説明させていただきます。

資料3の中央部の第2次千葉市文化芸術振興計画（現計画）部分をご覧ください。

はじめに、現計画の計画期間の延長とそれに伴う対応についてご説明させていただきます。

先ほど、ご説明をさせていただきましたとおり、国の「第1期文化芸術推進基本計画」は計

画期間が平成30年度から令和4年度までとなっており、第2期の計画期間は令和5年度以降になるものと考えられ、また、本市の新たな基本計画は令和5年度から10年間の計画期間となります。

よって、(仮称)新千葉市文化芸術振興計画はいずれの計画も参酌する必要があることから、国の第2期文化芸術推進基本計画と新たな基本計画の施行後である、令和6年度から計画期間を開始とさせていただき、第2次千葉市文化芸術振興計画の計画期間は、現在のところ令和4年度末まででございますが、令和5年度末まで1年延長をさせていただきたいと存じます。

その際、第2次千葉市文化芸術振興計画の推進の状況を把握するために作成し、千葉市文化芸術振興会議で承認をいただいております、前年度の事業の実施状況と当該年度の事業の実施予定を掲載する年次報告書につきましては、令和5年度分も作成し、令和4年度の実施状況と令和5年度の実施予定を反映した年次報告書を会議に諮らさせていただきたいと存じます。

また、個別の評価対象事業を評価指標に則って行う評価につきましては、未評価の事業が少ないことから、令和5年度は実施しないこととさせていただければと存じます。

議題2についての説明は以上でございます。

【神野委員長】

新しい振興計画がこういうようなことを背景にして行われるというのは先ほどと今の説明からご理解いただけたと思います。その中で実際のスケジュールに関して、国の、あるいは市の方針が決まってそして具体的な計画をここで検討していくということにあたっては、現状の進行計画は令和4年度で終わるということになってはいますけれども、1年繰り延べて、6年から新計画という形になります。これについてご質問やご意見などありましたらお願いします。

【椎原委員】

質問というよりは、仕方がないなという感じがあって、オリパラが1年延びたっていうのも大きいと推測しております。知人から東京都の文化芸術のプログラムの報告書が出ましたという話がありました。日本博、beyondなどそれぞれ4つの団体がそれぞれバラバラでやりながら、1つのものにまとめて、それを確認できたのが今年の2月ですから。オリパラ事業の反省猶予期間が必要なので、いたしかたないと思います。

【神野委員長】

いかがでしょうか。事業推進上、過失があったなどではなく、国等の計画の準備状況と足並みをそろえるしかないものなので、1年間計画期間を延長し、そして1年遅らせた状態で新計画ということで良いと思います。よろしいでしょうか。では、これに関しては以上で。

次の3つ目の、これは今の話に繋がるものですかね。新千葉市文化芸術振興計画の策定スケジュールについて。第2次の計画は1年先延ばしになり、そのあとにこの新しい新振興計画が動いていくわけですけど、この策定スケジュールについて、事務局の方から、説明をお願いします。

<事務局説明>

(仮称)新千葉市文化芸術振興計画の策定スケジュール案についてご説明させていただきます。資料3をご覧ください。

左端の(仮称)新千葉市文化芸術振興計画の策定スケジュール案の部分でございます。

令和4年度につきましては、5月から6月に第1回千葉市文化芸術振興会議の議題案といたしまして、千葉市文化芸術振興計画策定に係る「市民意識調査アンケート項目検討について」

と「アンケート対象の選定」を予定しております。

その後、8月から10月に市民意識調査の実施を予定しております。

11月には第2回千葉市文化芸術振興会議の議題案として「市民意見調査結果報告と、まとめについて」を、12月には第3回千葉市文化芸術振興会議の議題案として「第2次千葉市文化振興計画の評価と総括について」を、2月には第4回千葉市文化芸術振興会議の議題案として「骨子案の策定について」を、3月には第5回千葉市文化芸術振興会議の議題案として「骨子案の策定について」を予定しております。

次に、令和5年度は5月に第1回千葉市文化芸術振興会議の議題案として「骨子案の策定について」を、6月には第2回千葉市文化芸術振興会議の議題案として「計画素案について」を予定しております。

その後、7月～8月には有識者インタビューを実施し、9月には第3回千葉市文化芸術振興会議の議題案として「有識者インタビュー報告について」「計画素案について」を、10月には第4回千葉市文化芸術振興会議の議題案として「計画原案について」を、

12月には第5回千葉市文化芸術振興会議の議題案として「計画原案について」を予定しており、1月にパブリックコメントを実施し、3月には第6回千葉市文化芸術振興会議の議題案として「パブリックコメント報告について」「計画最終調整」を予定し、最終調整後の3月中には（仮称）新千葉市文化芸術振興計画策定を予定しております。

続きまして、資料中ほどの関連計画の表をご覧ください。

国の文化芸術推進基本計画につきましては、令和3年度の間評価取りまとめを受けて、令和4年度に基本計画（第2期）の策定が予定されておりますが、現状、第2期計画の策定スケジュールが公表されていないため、第1期計画策定の際のスケジュールを参考にいたしますと、令和5年1月頃にパブリックコメント等で内容の公開が行われると予想されるところでございます。

順次公表される資料を基に、（仮称）新千葉市文化芸術振興計画の骨子に加えるべき部分は加えていく予定でございます。

また、本計画の上位計画となる、本市の新たな基本計画は令和4年9月頃に議案提出を予定しており、内容を骨子に連携させる予定でございます。

議題3についての説明は以上でございます。

【神野委員長】

ありがとうございました。新しい振興計画について、基本的なスケジュールとしては、市民意識アンケートを実施して、市民のニーズや状況を把握し、内容について検討する。

そして第2次千葉市文化振興計画の評価総括、先ほど椎原委員から重要という指摘がありましたけれども、それを受けて骨子案というものが来年度の年が明けた2月、3月に検討していく。そして令和5年度に入っていくと、計画の骨子案の議論を踏まえた計画素案が出てきて、そして有識者インタビュー。この有識者インタビューは、具体的にはまだ決まってないですか。

【事務局】

まだ決まっておりません。

【神野委員長】

有識者のなかからご意見を伺いながら振興会議でその内容をさらに検討し、そして計画の原案が策定されて、そしてパブリックコメントを実施し、その内容を踏まえて最終調整をして振興計画が確定される、というスケジュールで大丈夫ですよ。

【事務局】

はい。

【神野委員長】

その流れについて皆さんからご意見をいただきたいと思います。
これ基本的には、前回の振興計画のスケジュールを参考にしながら行っており、国の方針について睨みながらということかと。皆様ご意見ありましたらよろしくお願いします。

【関 委員】

2次という名称なら次期計画は3次なのではないかと思いますが、何か3次にしない理由があるのでしょうか。

【事務局】

特に理由はありません

【関 委員】

2次があって新ってなると、何か意味深に感じてしまいそうですが、特に新でもいいとは思いますが。

【椎原委員】

代替わりしたからね。

【神野委員長】

市長の代替わりということで、これは第3次という名称になる可能性もあるのでしょうか。

【事務局】

そうですね。細かいですが、最初のを第1次という名称にしていなかったところがあります。

【神野委員長】

第2次だけがポンと出てきた。なるほど。

【事務局】

2次から遡った言い方をすれば第1次になりますが、後々ご説明する際も第1次と言ってしまっています。結局関委員がおっしゃる通り第3次となるかもしれません。

【神野委員長】

継続性とか内容を振り返って、例えば、批判的にその内容を検討したりするのであれば本当は1次、2次、3次って名称がついていた方が議論はしやすいですけれども。名称に関しては、何を疑点としてとるかを考えていただければと思います。

いかがでしょうか。何かこう懸念されることとかあれば。例えば有識者インタビューはまだ具体的に誰と決まっていないと思いますが、どのような人達から意見を聞くのが良いか、委員の皆さんから、意見を聞いた方がいいのかもしれないと思いました。

【桜井委員】

令和4年度の、市民意識調査アンケートの規模感ですとか、無作為に選定されているのかとか、そういったアンケート対象の選定を行うと書かれているので、これから決められていく事だと思うのですが、やはり年代、年齢などのアンケート対象によっては結果も変わってきますし、文化芸術のテーマに絞って、市民の方々の意見を吸い上げるということだと思うので、国勢調査並みにマークシートで一斉にするのか、あるいは、文化ホールや芸術祭とかにいらした方等に聞くのかというところが、とても気になります。

【神野委員長】

これは前回に関してはどのような対象と方法で実施したんですか。

【事務局】

前は2000人の無作為抽出かつ郵送で実施しており、今回も同様です。

前は障害者向けのアンケートは実施していませんでしたが、今回は障害者の方向けにもアンケートを別途実施する予定です。

また、大学生、高校生、中学生、それぞれ200人ずつ学生向けで実施し、さらに市内の文化団体に向けて、前は30団体、今回は20団体程度を検討しています。

【桜井委員】

ある程度のグルーピングはされていて、ある日突然一般市民の方に郵送でお尋ねという形ではないということでしょうか。

【事務局】

無作為抽出になるので、いきなりお尋ねする形になります。

【神野委員長】

市民対象はいきなり系ですね。

【椎原委員】

これは委託をかけて、社会調査のプロが実施されると思います。ノウハウがあって、全国で同じようなことをやっているの、統計学的な精度が、一応は確認されていると解釈するわけですね。

【神野委員長】

基本的には一般的な意識を探るための無作為抽出をベースにしながら、計画遂行上重要と思われるセクターへの個別の研究もかけていくということで、研究の対象に関しては、文化芸術基本法の中での障害者についての記述の重要性を考えて、障害者団体とか障害者個人についても、研究をするということですかね。

あと前回のアンケートで、不足や、意味がなかった項目の反省とか批判とかは特には無かったですか。その内容に関しては次回の文化振興会議の中で検討していくと。

【事務局】

設問がわかりにくいというところがありました。アンケート項目などについて今後諮らせて

いただきたいと思います。

【椎原委員】

前回の有識者のメンバーはわかりますか。

【事務局】

神野先生、吉本光宏さん、加藤種男さん、ベイエフエムの国広さん、慶応大学准教授の石戸奈々子さん、とらのあなの社長の吉田博高さん、境真良さん

【椎原委員】

僕はその時委員だったと思いますが、有識者を選ぶ際に意見を呈していないです。加藤さんや吉本さんのような方に、そういう筋に頼むと十八番が付く感じがするけれども。

【事務局】

遮ってしまい申し訳ございません。加藤さんと吉本さんはオリンピックにおける文化プログラムの観点で聞いておられて、加藤さんは企業メセナについて、吉本さんはオリンピックの文化プログラムの事業評価について聞いておられます。

石戸さん、吉田さん、境さんはこども・若者の観点で聞いておられます。

【神野委員長】

聞きたい領域をあらかじめ考えてその中で最適な人は誰かっていうことで検討したいところですね。今後事務局の方で考えられて、振興会議の中で、この方達に聞こうと思いますという報告、あるいは意見が必要な時に求めてもいいと思います。

【事務局】

翌年度の会議等において、お時間の許す限り伺わせていただこうと思います。

【椎原委員】

随分前の話で、加藤さんがまだ企業メセナと関わっている時期ですから。今はアーツカウンシル静岡の代表をされているので。

結局、評価者が固定化されているところがあります。太下さんがいて、あの方がいてという感じで。そういう固定化されている大家よりは、ネットワークなどで色々なものを見ている若い人の方がいいように思います。

加藤さんもいろいろ出ていて、先日刈谷でお会いしましたけれども・・・重鎮もいいですが、中堅の方がいいのかなと思います。

【事務局】

こちらで考えた方々をリストアップさせていただいた上で、皆様にご相談する形にさせていただきます。

【神野委員長】

基本的な流れとしても、この形で大丈夫でしょうかね。パブリックコメントがどれだけあるのかはちょっとわかりません。いろいろ課題があると思いますが、あんまり無いですというの。藤田委員の方からパブリックコメントを活性化する何かアイデアないですかね。

【藤田委員】

難しいですね。芸術分野にかかわらず、他の分野の結果を見ても10件あるかないかというところで。病院関係など当事者性が高くなるとそれなりに来るみたいですが、なかなか行政の計画系については2桁来るか来ないかというところですね。なかなか全文を見てもらうというのは、SNSで発信してもどこまで入ってくるかっていうのは、微妙ですね。

【神野委員長】

割り切って意見のある人が書いてくれるっていうことを重視するというふうに考えるしかないかもしれないですね。

では、このスケジュールに関してはこれで。今後色々状況が変化することもあると思うので、そのときは都度、会議の中で提案していただいたり、修正したりということになるかと思えます。

それでは、4番目、第二次千葉市文化芸術振興計画の評価総括についてお願いします。

<事務局説明>

第2次千葉市文化芸術振興計画の評価・総括についてご説明させていただきます。

資料4をご覧ください。初めに、前計画の千葉市文化芸術振興計画の評価・総括の方法をご説明させていただきます。

千葉市文化芸術振興計画の評価と総括の方法につきましては、第1次の千葉市文化芸術振興計画の評価と各年度評価と同様、Aを3点、Bを2点、Cを1点として計算し、合計点を実施件数で割り返した数（小数点第1位四捨五入）を評価としておりました。

なお、当該資料は、総括として千葉市文化芸術振興計画のページには掲載しておりませんが、振興会議の一資料として公開はしておりまして、また、第2次千葉市文化芸術振興計画中に第1次計画の評価として数値等は掲載しておりませんが、事業評価については言及をしているところでございます。

恐れ入りますが、参考資料4-1、4-2をご覧ください。

参考資料4-1、4-2で例示させていただきますと、4-1の「基本施策1(1)①」は5つの事業がございますが、平成24年度の事業評価は、それぞれ上から、B、B、A、B、Bとなりまして、点数化したしますと、それぞれ2点、2点、3点、2点、0点となり、それらを施策数の5で割った、1.8を四捨五入して切り上げた、4-2の表では、基本施策1(1)①の平成24年度欄では2の評価となります。

参考資料4-2を続けてご覧いただきたいと存じますが、こちらは前計画の総合評価資料でございまして、各年度の年次評価の評価をさらに平成20年度から25年度までで平均化を行い、各項目の平成20年度から平成25年度までの評価をさらに平均化して裏面の総合欄で総合評価をしておりまして、総合評価についての講評をいただいております。

恐れ入りますが、資料4にお戻りいただきたいと存じます。第2次千葉市文化芸術振興計画の評価と総括の方法について、ご説明させていただきます。

第2次千葉市文化芸術振興計画の評価と総括につきましては、千葉市文化芸術振興会議にて諮らせていただきましたのちに、市のHPに公表をさせていただく予定であります。また、(仮称)新千葉市文化芸術振興計画を策定するにあたりまして参考資料として活用をさせていただきたいと存じます。

総括方法につきましては、年次報告書・2次評価シートの平均結果などを勘案いたしまして、基本施策ごとに評価いただき、ご意見をいただきたいと思います。

また、計画全体につきましても、同様の手法により全体を通しての総括を行っていただきたいと存じます。

例示といたしまして、数値等はダミーではございますが、基本施策別評価案を作成いたしました。

まず、基本施策1から5にはそれぞれ複数の関連事業がございます。

現計画の計画期間の各年度について、基本施策1から5ごとに、それぞれ紐づく関連事業の個別の評価の平均を出しまして、年次報告書・2次評価シートともに、基本施策年度ごとの平均値をさらに平均して、評価値としております。

年次報告書の3点の数値につきましては、年次報告書の評価Aを3点、Bを2点、Cを1点としており、そちらを事業数で割ったものとなっております。なお、評価「-」につきましては0点とし、事業数として計上しておりません。

年次報告書は文化振興課とその他の所管との差異が図れるよう、比較した図表をご提示いたします。

2次評価シートにつきましては、会議内で評価いただきました評価指標の平均数値となっております。

全体の数値につきましては、文化振興課、その他所管を合わせた全体の施策が対象となっております。

併せて、施策別事業数の推移もご提示させていただきます。

以上の数値などを参考に、皆様から施策へのご意見をいただければと存じます。

続きまして、裏面をご覧ください。

裏面は計画全体総計の総括案となります。年次報告書・2次評価シートともに、評価値を施策別に平均して、施策別評価値としております。

こちら、基本施策案のページと同様に、基本施策の評価値を文化振興課とその他の所管で比較した図表をご提示させていただいております。

併せて、計画全体の事業数推移もお示しさせていただきます。

施策別評価・全体総計などを参考に、皆様から計画全体に関しての総括及び次期計画へのご意見をいただければと存じます。

議題4についての説明は、以上でございます。

【神野委員長】

ありがとうございました。

第二次の計画に関する総括評価というものですけど、この委員会ですべて積み上げてきた評価があります。その数値を再度、項目別に整理をして、そして数値化をし、そしてそれぞれの年度でどのような変化があったか、全体として、どういうバラつきがあるのかを見ながら、それを次回の計画の中にも活かしていきたいということかと思えます。

これについて今、資料4、ダミーのデータも示していただきました。こんな形になるよという事ですが、ご意見をいただきたいと思えます。

【関 委員】

これ、コロナ禍ですよ。あまり評価に関わらないのでしょうか。コロナ禍ですごい差があるとか。

【神野委員長】

あります。実施できたか出来なかったか、計画の変更があったかっていうことは、いくつかの事業であったかと思えますね。

それと、もうすでに統計集計は始めていますか。

【事務局】

まだ途中でして、今のご質問の件で、やはり令和2年度、昨年度、ちょうどコロナが流行りだした時期で、報告書を見る限り、おっしゃる通り中止による無評価などがあります。

【神野委員長】

状況を鑑みてその年度は括弧としてみる数値というものを準備したほうがいいというようなこともあろうかと思えますので、それは進行していく中で、ちょっとそこら辺、今関委員のご意見もあったかと思えますけど、また、進行管理の中で提案していただくということが必要かなと思えます。それで均されてしまうと、悲惨な結果になると思えます。

【谷委員】

報告書の中で、定性的なコメントを入れることについて良し悪しあるかもしれませんが、やはりコロナの影響というのは、科学的に理論づけてという事ではなくて、そういう現象があった年であるって事は報告書に記載されるといいのではないかと思います。

あと、資料4の数値はダミーという事ですが、基本施策イメージの平成28年からR2年のもう完了済の年に入っている数字というのはリアルでしょうか。これもダミーですか。

【事務局】

ダミーになります。

【神野委員長】

他いかがでしょうか。先ほど椎原委員から評価が重要だと伺いましたがですけど。方法についてありましたら。

【椎原委員】

以前の計画でも一覧の表で見えていたと思えます。それで、それぞれに甘いところもあれば、そうでもない、もっと評価をあげたらいいなど議論する形ですよ。結果が出てこないと話にならないので、いろいろ今までやって来たものを踏襲したやり方ですよ。

【事務局】

内容としては前回とほぼ変わりませんが、今回は図表を提示することになりました。

【神野委員長】

今までの評価の積み上げが、ある傾向をちゃんと示していて、そこをもとに、今後ここに力を入れるべきだとか、これは成果十分出てるいからどうこうという、議論のネタになればということですよ。

【椎原委員】

基本的な質問ですが。二次評価は掲載しないのでしたっけ。

【事務局】

二次評価も入っています。

【神野委員長】

二次評価までまとめた数値の今までの蓄積を、表にしてまとめるってことですよ。

【事務局】

はい。

【神野委員長】

文化振興課所管の所と他の所管の施策について僕はもう随分前にも指摘したのですが、市全体としての取り組みを広くアピールすることは重要だと思います。我々、この振興会議もそうですし、所管課である文化振興課もそうですけれど、基本的に他課の事業内容に踏み込んで指導することができないと思うので、全体としての傾向の把握は当然必要だと思いますが、それも入れて評価されてしまうのは、何とも納得がいかないという話をしたことがあります。

やはり、文化振興課が行っている事業に関しては、こういう結果があらわれていて、それはこういう強みがあり、ここが弱いということがわかる方が、説得力があるのではないかということで、手間ではありますが、二つの比較ができるような形も作って欲しいということを行った記憶があります。結果として納得のいく表になっていることを期待します。

ということで基本的にこの方法で評価していただき、それが次回の計画にも生かせるような形で進めていただければと思います。

それでは、議題の方、4番まで終わったということになります。長い時間ありがとうございました。それでは、事務局の方に戻したいと思います。